

中期目標の変更について

この度、教育関連法及び地方独立行政法人法の改正に伴い、公立大学法人が高等専門学校を設置及び管理できるようになった。

東京都においては、平成20年4月に東京都立産業技術高等専門学校を公立大学法人首都大学東京へ移管することとしている。

中期目標は、地方独立行政法人法第25条において、設立団体の長が定め公立大学法人に指示するとしている。

このため、東京都立産業技術高等専門学校に関する中期目標を定めるとともに、一部見直し変更を図るものである。

1 変更の趣旨

東京都立産業技術高等専門学校の公立大学法人への移管に伴うもの
教育関連法の改正に伴う整備
教育機関間の連携の推進
その他、文言の整理

2 主な変更点

東京都立産業技術高等専門学校の目標設定
首都大学東京及び産業技術大学院大学と、東京都立産業技術高等専門学校の連携による学生の輩出と受入の仕組を整備
公立大学法人首都大学東京の社会貢献の推進

3 改正時期

平成19年10月

○地方独立行政法人法

第21条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

1 (略)

2 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと。

3～6 (略)

○学校教育法

第83条 (略)

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 (新設)

第115条 (略)

② 高等専門学校は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 (新設)